資料3-3 (農水省)

# 農地中間管理機構を活用した 農地の集積·集約化の加速化について

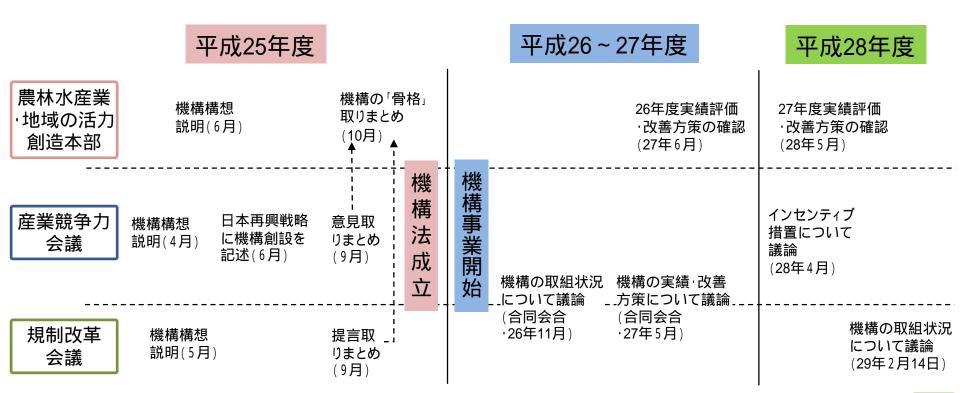
平成29年2月24日農林水産省

# 農地中間管理機構の創設と事業推進

担い手への農地集積・集約化を加速化する(平成35年度までに、担い手の農地利用割合を5割から8割まで拡大させる)ための究極の手段として、公的機関である農地中間管理機構を創設。当時の産業競争力会議・規制改革会議における議論も踏まえた上で制度設計。

機構については、日本再興戦略改訂2014において、毎年、<u>官邸の農林水産業・地域の活力創造本</u> <u>部で実績、取組状況及びそれらを踏まえた改善策を確認</u>し、事業を展開するサイクルを確立。

今後とも、毎年、実績評価、改善策の実行というサイクルを進めつつ、機構を軌道に乗せていく考え。

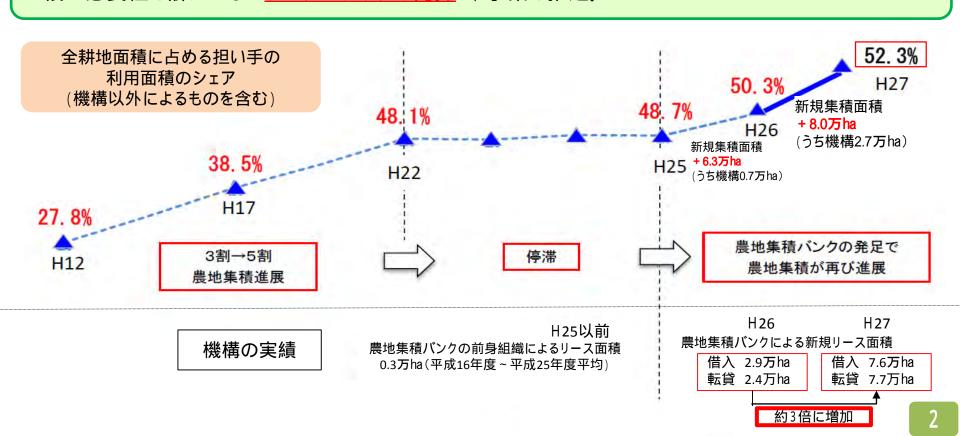


### 農地中間管理機構の実績等について

平成22年の戸別所得補償制度の開始により担い手への農地集積が停滞していたが、中間管理機構が活動を開始した平成26年度以降は担い手への集積率が再び上昇に転じた。

中間管理機構の実績も、農林水産業・地域の活力創造本部で確認された機構を軌道に乗せるための方策を推進してきた結果、<u>平成27年度の機構の実績は、初年度(26年度)の3倍程度に拡大</u>。・県によって濃淡はあるものの、初年度の手探り状態を脱し自信を持って取り組む県が多くなってきているところ。

特に<u>取組が進んでいる福井県や鳥取県などでは、県や機構の幹部が</u>各市町村長に対して農地集積の必要性を訴えるなどリーダーシップを発揮し、事業を推進。



# 農地中間管理機構の改善の取組状況

ポイント	初年度(平成26年度) の状況	2年目(平成27年度) の状況	3年目(平成28年度) の状況
1. 機構の実績等の公表	各都道府県の機構の実績について、27 年5月にランク付けとともに公表済 機構借入 29千ha " 転貸 24千ha	各都道府県の機構の実績について、28 年5月にランク付けとともに公表済 機構借入 76千ha " 転貸 77千ha	28年度分は本年5月に公表予定
2. 機構の体制の改善			
(1)意識改革	機構役員等を参集した全国研修会を計3回開催。	機構役員等を参集した全国研修会を計3回開催。	・ 機構役員等を参集した全国研修会を6月に開催したほか、現在は地域毎の課題に応じたブロック別の研修会を実施中(計7ヶ所)。 ・ 現地での説明会や意見交換会等の際に経営局から県・機構に取組強化を要請。特に、更なる取組が必要な県については、経営局幹部が県知事や農政部長、機構理事長等の幹部への要請を実施(延べ20県以上)。 ・ また、昨年6~7月に47都道府県全てを対象に県別ヒアリングを実施。
(2)役員体制	Secretary 1		
	役員総計566人のうち 農業経営者 95人 民間企業経営者 42人	役員体制589人のうち 農業経営者 120人 民間企業経営者 47人	役員体制602人のうち 農業経営者 130人 民間企業経営者 49人 (28年7月末時点)
(3)職員体制	ア)機構の現場職員 253人	ア)機構の現場職員 414人	ア)機構の現場職員 501人 (28年12月末時点)

	イ) 現地で活動するコーディネーター数 (機構の他、委託先を含む) 5,590人	イ) 現地で活動するコーディネーター数 (機構の他、委託先を含む) 7,945人	イ)現地で活動するコーディネーター数 (機構の他、委託先を含む) 5月に公表。 ・ 例えば、宮崎県では、委託先の市町村等に40人以上の専任職員を配置し、機構職員と連携して現場活動を実施。 ・ また、農業委員会改革により、農地利用最適化推進委員の設置が進展(28年度は約2割の市町村で新制度に移行し、29年度には更に7割の市町村で移行を発行をできる。推進委員の活動推進のため、本年1月に国が推進委員向けの分かりやすい資料を作成・周知。
3. 農地の集積・集約 化の環境整備 (1) 優良事例の公表	-	27年7月に36事例を公表済み。	28年7月に28事例を公表済み。 特に中山間地域での取組事例を9つ掲載し、取組の横展開を推進。
(2) 農地整備事業との連携強化	26年10月の経営局長・農村振興局長連名通知により、機構のモデル地区内の事業について、公共予算の農地整備予算を優先配分することとした。	・ 農地整備事業の公共予算の約4割で連携(608地区)。 ・ 機構のみを対象に簡易な基盤整備を行う非公共の予算(農地耕作条件改善事業、H27当初100億円)を創設し、実施地区414地区の全てで連携。	・ 農地整備事業の公共予算の約5割で連携 (758地区)。(28年11月末時点) ・ 農地耕作条件改善事業 (H28当初123億円、H28補正102億円)の実施地区730地区の全てで連携。(28年11月末時点) ・ 今後、機構が借り入れている農地について、より迅速かつ効果的に事業を進められるよう、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業を実施できる制度の創設のため、本通常国会に法案を提出予定。

(3) 実績を上げた都 道府県について各 般の施策に配慮す る仕組み

(4) 市町村の人・農 地の状況の公表

(5)関係機関との役 割分担

(6) 農地情報公開シ ステムの機能向上 経営体育成支援事業 (28年6月に要綱 改正) 及び28年度補正の担い手確保・ 経営強化支援事業に27年度までの実績 を踏まえた仕組みを導入。

機構の借入面積割合に基づく順位と新 規集積目標面積に対する機構の寄与度 に基づく順位によりポイントを加算。

全都道府県で公表済み。

市町村別に、担い手への集積率、機構の活 用状況、人・農地プランの作成状況等を一 覧にして公表。 27年度と同様の資料について、3月末 までに全都道府県で公表予定。

市町村や農業委員会、土地改良区など の関係機関と機構との連携方法・役割 分担について、機構の活動方針に盛り 込むよう昨年6月に各県・機構に要 請。

27年4月からインターネット上での 農地情報の公開を開始。

- 28年4月から検索条件のお気に入り登録や検索速度の向上等のバージョンアップを実施。
- ・ 28年度補正予算により農業委員会 が有する最新の農地情報が反映され るようデータ整備を実施中。今後、 一元的なクラウドシステムとして本 格稼働。

(7) 相続未登記農地 の問題への対応			全国の相続未登記農地の実態調査を実施し、昨年12月に公表。相続未登記又はそのおそれのある農地が全農地面積の約2割。     今後、政府全体で相続登記の促進などの改善策の検討を実施。
4. 農地の集積・集約 化を担う組織の役割 の明確化	-	農地利用集積円滑化団体など既存の 組織の26年度の実績について調査を実 施。	農地利用集積円滑化団体など既存の 組織の27年度の実績について調査を実 施。
5. 遊休農地等に係る課税の強化・軽減等		28年度税制改正で要望・実現。 ・農業委員会が機構との協議を勧告した遊休農地については、通常の農地の1.8倍の課税。 ・所有する全農地を機構に10年以上貸し付けた場合、固定資産税を1/2に軽減。	税制改正について、PRチラシを作成し、農地所有者が帰省するお盆時期に周知するなど積極的な働きかけを実施。     農業委員会による勧告の実施状況は3月目途に公表予定。
6. その他 (1) モデル地区	1,495地区	4. 259地区	4,942地区 (28年11月末時点)
(2)担い手団体との 連携協定		熊本県、宮崎県で締結。 法人の利用農地の機構経由への切替 えを推進	先行県での取組を参考に、宮城県や山 ロ県、愛媛県など13県でも締結。 (29年1月末時点)
(3) 果樹地域での取 組強化	-		果樹地域について、 <u>産地協議会との</u> 連携による改植と集積を併せて進める 通知を昨年8月に発出。青森県、静岡 県、愛媛県などの果樹県を中心に <u>モデ</u> ル地区を設置して取組を推進中。

(4)運用の改善	事務手続期間短縮化のための工夫の例を各県・機構に紹介し、その実践を要請。	・ 昨年12月に、機構による農地の受け手の掘り起こしを強化するとともに、借受けを行う時点で借受先が確定してしない場合であっても地域の担い手の状況等を勘案しつつ借受けを前向きに行うことを各県・機構に要請。 また、各機構の実態調査結果を踏まえて更なる事務手続期間短縮化についても各県・機構に要請。 ・ 農地の出し手・地域に対する補助金について、28年度より、国から各県への交付は、機構による担い手の利用面積の拡大分に応じた額(面積×上限単価)とし、その額の範囲内
		で、各県が当該補助金の単価等を各地域の実情に応じて調整できるように見直した。

# 農地中間管理機構の借入・転貸面積の状況

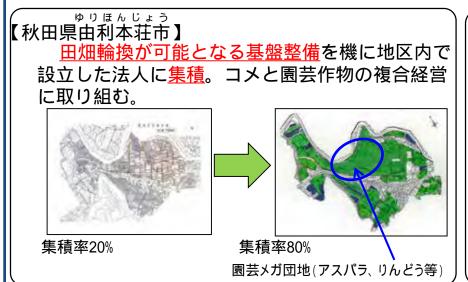
都道府県			平成27年度の機構の借入・転貸面積の状況			
		年間集積 目標面積(ha) ( )	<u>機構の</u> 転貸面積(ha)	<u>うち新規集積面積</u> (ha) ( )	<u>年間集積目標に</u> 対する機構の寄 <u>与度</u> ( = / )	機構の寄与 度に基づ(順 位
福	井	1,600	2,832	953	60%	<u>1</u>
石	Ш	2,030	1,350	1,108	55%	<u>2</u>
秋	田	4,640	3,679	2,038	44%	<u>3</u>
岩	手	6,740	5,222	2,327	35%	<u>4</u>
Щ	形	4,900	5,105	1,683	34%	<u>5</u>
宮	城	5,580	2,905	1,752	31%	<u>6</u>
新	澙	6,570	4,021	1,898	29%	<u>7</u>
広	島	1,620	1,187	473	29%	<u>7</u>
富	Щ	2,330	1,569	662	28%	<u>9</u>
鳥	取	1,090	713	300	28%	<u>9</u>
島	根	1,560	900	405	26%	<u>11</u>
滋	賀	2,340	1,749	495	21%	<u>12</u>
兵	庫	3,580	2,235	758	21%	<u>12</u>
茨	城	6,130	3,557	1,254	20%	<u>14</u>
Щ	梨	750	213	151	20%	<u>14</u>
Щ	П	2,280	1,472	464	20%	<u>14</u>
Ξ	重	2,670	969	501	19%	<u>17</u>
福	岡	4,170	2,264	800	19%	<u>17</u>
岐	阜	2,750	2,756	507	18%	<u>19</u>
福	島	5,420	2,576	906	17%	<u>20</u>
京	都	1,170	773	182	16%	21
香	Ш	1,270	400	197	16%	21
長	崎	2,700	1,421	407	15%	23
宮	崎	3,090	1,898	433	14%	24

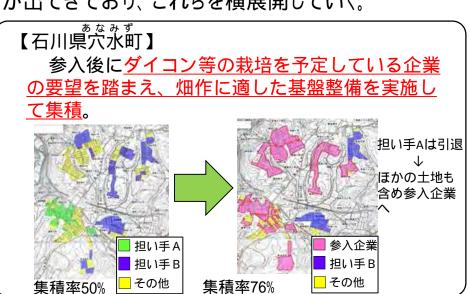
			平成2	27年度の機構の借入	・転貸面積の状況	₹
都道府県		年間集積 目標面積(ha) ( )	<u>機構の</u> <u>転貸面積</u> (ha)	<u>うち新規集積面積</u> (ha) ( )	<u>年間集積目標に</u> 対する機構の寄 <u>与度</u> ( = / )	機構の寄与 度に基づく順 位
鹿	児島	6,270	2,761	897	14%	24
岡	Ц	1,910	506	245	13%	26
栃	木	6,230	1,249	725	12%	27
奈	良	490	172	60	12%	27
青	森	7,270	1,813	835	11%	29
熊	本	5,620	1,893	615	11%	29
大	分	3,260	1,098	349	11%	29
大	阪	230	36	22	10%	32
千	葉	3,980	786	347	9%	33
北	海道	9,560	9,475	642	7%	34
愛	知	3,720	479	253	7%	34
埼	玉	2,590	632	163	6%	36
長	野	5,010	1,469	314	6%	36
静	岡	3,580	440	210	6%	36
徳	島	890	81	50	6%	36
高	知	1,100	170	70	6%	36
群	馬	3,240	373	133	4%	41
佐	賀	1,200	1,403	33	3%	42
和	歌山	1,190	56	26	2%	43
愛	媛	2,320	179	56	2%	43
東	京	240	2	2	1%	45
神	奈 川	600	15	3	1%	45
沖	縄	1,730	15	11	1%	45
	計	149,210	76,864	<u>26,715</u>	18%	-
(参考	子)前年度	149,210	23,896	7,349	5%	- 5

# 中山間地域と果樹産地での取組

### 中山間地域の事例

中山間地域においても全国各地で優良な事例が出てきており、これらを横展開していく。





### 果樹産地

果樹産地で担い手への農地集積を図るには、併せて優良樹への改植を進めていくことが必要。

<u>産地協議会と中間管理機構が連携した上で、中間管理機</u> <u>構が借り入れている園地の改植を担い手の希望に沿って自</u> ら行うことなどにより、果樹園地の集積と改植を推進していく。



### 農地中間管理機構とほ場整備事業の連携

担い手への農地の集積・集約化を推進するためには、<u>区画整理された農地など担い手が耕作しやすい農地</u>の貸付けを進めることが重要であるため、ほ場整備事業と機構との連携が不可欠。

機構の初年度(平成26年度)は連携が十分でなかったが、事業開始2年目となった平成27年度は、

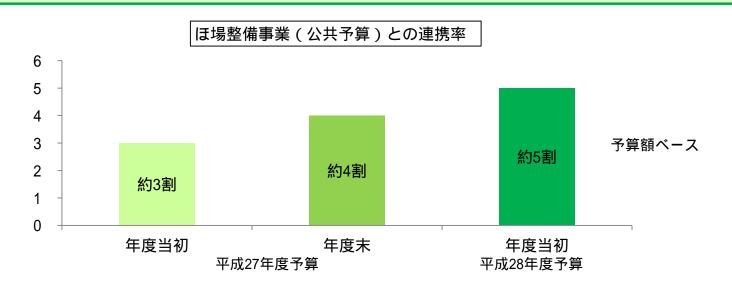
農地中間管理事業の<u>モデル地区内の事業について、公共予算の農地整備事業予算を優先的に配分</u>〔平成 26年10月に経営局長・農村振興局長連名通知を発出〕

農地中間管理事業の<u>重点実施区域を対象に簡易な基盤整備を行う非公共の予算</u>(農地耕作条件改善事業)<u>の創設</u>[平成27年度~]

等の取組を推進した結果、連携が進展したところ。

また、機構への農地の貸付けの増加が見込まれる中で、<u>基盤整備が十分に行われていない農地について</u>は、担い手が借り受けないおそれ。一方、機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性。

このため、機構が借り入れている農地について、より迅速かつ効果的に事業を進められるよう、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、<u>農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業を実施できる</u>制度を創設するため、今通常国会に関連法案を提出する予定。



# 県・機構のリーダーシップによる優良事例

### 「集落外の若手農業者等への集積」

(福井県若狭町東黒田地区)

中山間

#### 地区の特徴・状況

中山間の水田地帯に位置する当地区は、**農家の高齢化と担い手不足により、集落内** の農地の維持が困難となっていた。

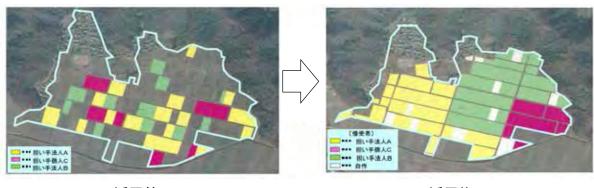


#### <u> 取組のポイント</u>

農地中間管理機構と地元の若狭町が密接に連携し、将来の地域農業のあり方について、<u>集落内の農家や集落外の</u>担い手との話し合いを繰り返し実施し、担い手への農地集積・集約に誘導。

地域の事業に精通した集落内の農家を「地域推進員」として町が雇用し、集落での話合いの段取りなどに迅速に対応。

その結果、**農地中間管理機構を活用し**、集落外の若手農業経営者を含めた3つの担い手への集積を実現。



活用前 活用後

#### 機構活用による成果

- 担い手への集積面積15.59ha→32.08ha
- ・担い手への農地集積率 40.2%→82.7%
- ・担い手の平均経営面積 5.2ha/経営体→10.7ha/経営体

# 県・機構のリーダーシップによる優良事例

「地域内の若い担い手の経営発展を見据えた集積」 (鳥取県大山町宮内地区)



#### 地区の特徴・状況

基盤整備された比較的ほ場条件の良い中山間地域の水田地帯であるが、農家(28戸)の高齢化が進展していた。

#### <u> 取組のポイント</u>

<u>農地中間管理機構と町、JAとが連携して地域の話合いを推進し</u>、会社を辞めて就農した<u>若手の担い手に対し、地域</u> 内の農地面積の約5割(15ha)を集積。

また、地域の話し合いの結果、<u>農地の出し手が「みんなの農地を、みんなで守ろう」との意識が高まり</u>、畦畔を管理する組織を立ち上げ、<u>若手の担い手を地域全体でサポートする体制を構築</u>。

若手の担い手が借り受ける農地については、機構の重点地区のみを対象に簡易な基盤整備ができる農地耕作条件 改善事業を活用し、排水不良の改善を実施。



活用前





活用後

#### 機構活用による成果

- · 若手の担い手への集 積面積·集積率
- → 15ha、約55%

地区の水田面積は 約25ha

### 基盤整備による優良事例

### 「条件不利地域で基盤整備と機構の連携」(石川県志賀町酒見地区)

### 地区の特徴・状況

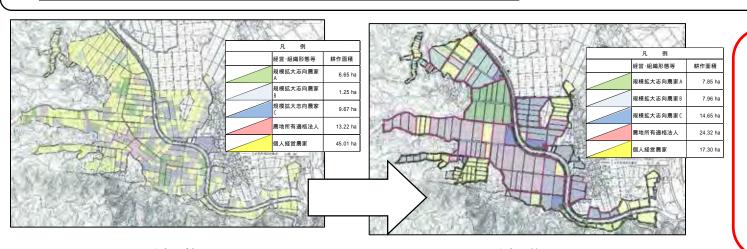
明治時代に区画整理されたが、**用水の漏水、排水不良などで営農に支障が生じていた**水田地帯。



#### <u> 取組のポイント</u>

担い手からの要望により、排水不良などの支障を取り除くため、県営ほ場整備事業の実施が決定した。その際、<u>基盤</u> 整備の実施地区で積極的に機構を活用した担い手への集積・集約化を推進していくという県の方針のもと、県と町を中心に、当地区でも基盤整備と併せた機構事業の活用の検討をスタート。

従来は、個人経営農家が地区の大半を耕作していたが、機構活用にあたって、受け手・出し手間で話合いを重ねた結果、規模拡大志向農家と地区内の農地所有適格法人に農地を集積・集約化していく方向でまとまったことにより、<u>条件</u>不利な半島地域で、担い手による効率的な営農体制が確立された。



#### 機構活用による成果

- 担い手への集積面積(集積率)は、30ha(39%)から55ha(76%)、まで上昇。
- ・また、集約も図られ、 担い手が利用する団地 の平均面積は、0.7ha から5haに拡大した。

活用前

活用後

# 平場の水田地帯での優良事例

### 「現地担当者の担い手説得による集約化」(富山県射水市稲積地区)

#### <u>地区の特徴・状況</u>

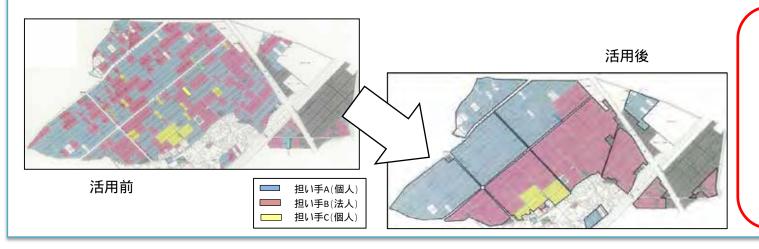
水稲、大麦、大豆を作付けしている湿田地帯。耕作条件が良く、担い手が競合して農地集積を進めてきたため、**分散錯圃が生じていた**。



#### **収組のポイント**

分散錯圃により非効率な農業経営となっていたことから、機構の委託を受けた市の担当者が、分散錯圃の解消に向けて、農地交換による集約化を担い手に提案。

この担当者が、**事前に個々の担い手を説得した上で、**関係者全体での話合いを実施。担い手の了解を事前に得てから人・農地プランの話合いの場で<u>地権者を交えて話し合う</u>方法をとったことにより、<u>意思決定・合意形成がスムーズに進</u>められた。



#### 機構活用による成果

- ・担い手が利用する団 地数は、30箇所から8 箇所まで減少。また、1 団地の平均面積は、 0.7haから8haに拡大。
- ・機構集積協力金は ほ場整備(暗きょ排水 整備)に活用し、地域農 業の発展を図る。

# (参考)農地情報・電子地図システム

機構による集積・集約化や、新規参入希望者の参考となるよう、農地情報を電子化・地図化して公開する全国一元的なクラウドシステム(全国農地ナビ)を平成27年4月に整備。

全国農地ナビにより、<u>だれもがウェブ上でいつでも無料で、全国から希望する農地を探</u>すことができるようになったところ。

利用者は、<u>農地中間管理機構が借り手を募集している農地など、様々な条件で農地を</u> 探すことができ、各筆の詳細な情報も閲覧することが可能。





### 農地情報・電子地図システム

平成28年度から、ユーザーニーズに基づく利便性の向上を図るため、検索条件・農地の お気に入り登録、検索速度の向上等のバージョンアップを実施。

農業委員会が持つ最新の農地情報が反映されるようデータ整備を実施し、今後、一元的 なクラウドシステムとして本格稼働。農地情報の逐次更新が可能となり、最新の農地情報 に基づ〈農地の集積・集約化に向けた農業者の経営判断に貢献。

### よく利用する検索条件や農地をお気に入りとして登録することで、容易な再検索が可能。

